

第2章 仕事と介護の両立～離職せず働き続けるために

総務省「人口推計」によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は、平成24年10月1日現在で3,079万人、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は24.1%となっており、5人に1人が高齢者という「超高齢社会」に突入している。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位、死亡中位の場合）によれば、総人口が減少する中で、高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」（昭和22～24年に生まれた者）が65歳以上になる平成27年には3,395万人に達すると見込まれている。その後も高齢者人口は増加し、平成54年に3,878万人でピークを迎えると推計されている。

高齢者人口の増加は要介護者数の増加につながり、子や子の配偶者が介護を担うケースが多い我が国にあっては、その世代にあたる、いわば働き盛りの世代の介護の負担が増すことが予想される。

介護の期間の長さ、必要とする介護の内容は、個々人により違い、育児に比べて先が見えにくい。介護をしながらでも長く働き続けることができる職場環境を整備し、介護を理由とする離職を防ぐことは、重要な課題である。

平成25年8月6日に取りまとめられた「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障と将来世代に伝えるための道筋～」においては、「今後、要介護者が急増する中、親などの介護を理由として離職する人々が大幅に増加する懸念がある。育児・介護休業法による介護休業・休暇を周知・徹底するとともに、こうした制度を実際に利用できる職場環境の整備を積極的に支援していくことが必要である。」とされている。

本章では、家族を介護する労働者の仕事と介護の両立についての現状と課題を分析する。

第1節 高齢化社会の進行と日本の家族形態の変化

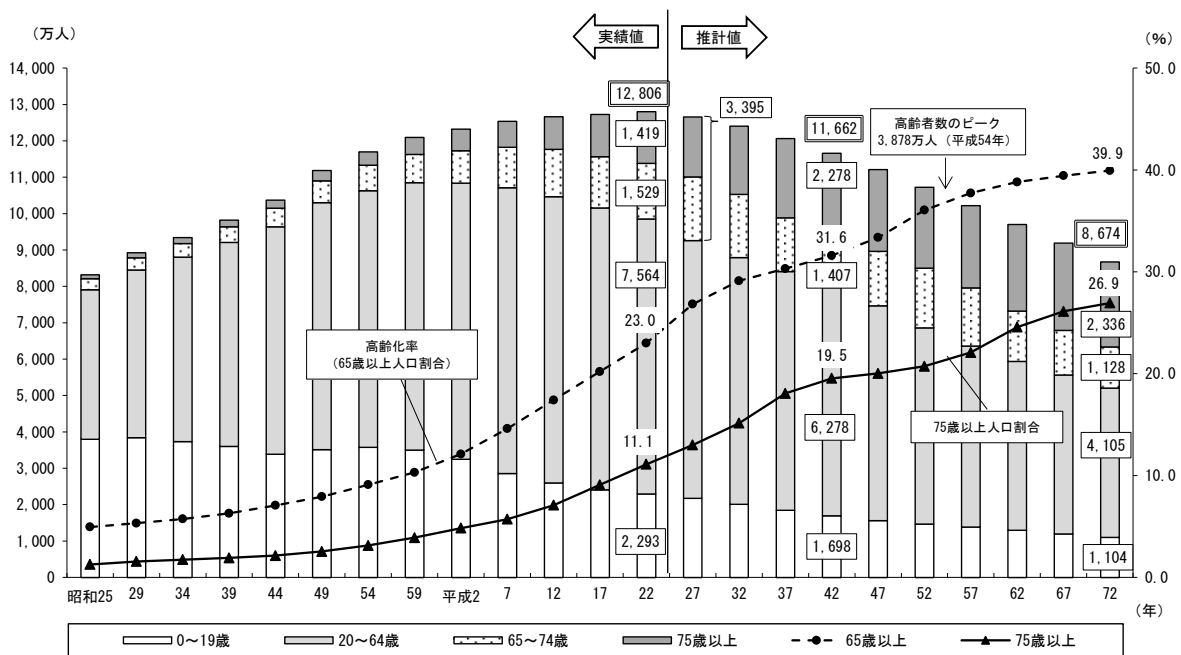
(将来推計人口～高齢化率は一貫して上昇、平成72年には、2.5人に1人が高齢者)

我が国の将来推計人口をみると、平成22年国勢調査による1億2,806万人から、平成42年に1億1,662万人となり、平成60年には1億人を割って9,913万人となり、平成72年には8,674万人になるものと推計されている。平成72年までの50年間で、4,132万人（平成22年人口の32.3%）の人口の減少が見込まれている。

一方で、高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上になる平成27年には3,395万人に達すると見込まれている。その後も高齢者人口は増加し、平成54年の3,878万人をピークに減少に転じると推計されている。総人口が減少する中で高齢者人口が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、平成22年の23.0%から、高齢者人口が減少に転じる平成54年以降も上昇し、平成72年には39.9%と2.5人に1人が65歳以上の高齢者となることが見込まれている。

また、75歳以上人口についてみると、総人口が減少する中、平成22年の1,419万人から平成65年には1,000万人近く増加して、2,408万人でピークとなり、減少に転じると推計されている。総人口に占める75歳以上人口の割合についても一貫して上昇し、平成22年の11.1%から平成72年には26.9%へと15.8ポイント上昇し、4人に1人が75歳以上の高齢者となることが見込まれている（図表2-1-1）。

図表2-1-1 将来推計人口及び高齢化の推移



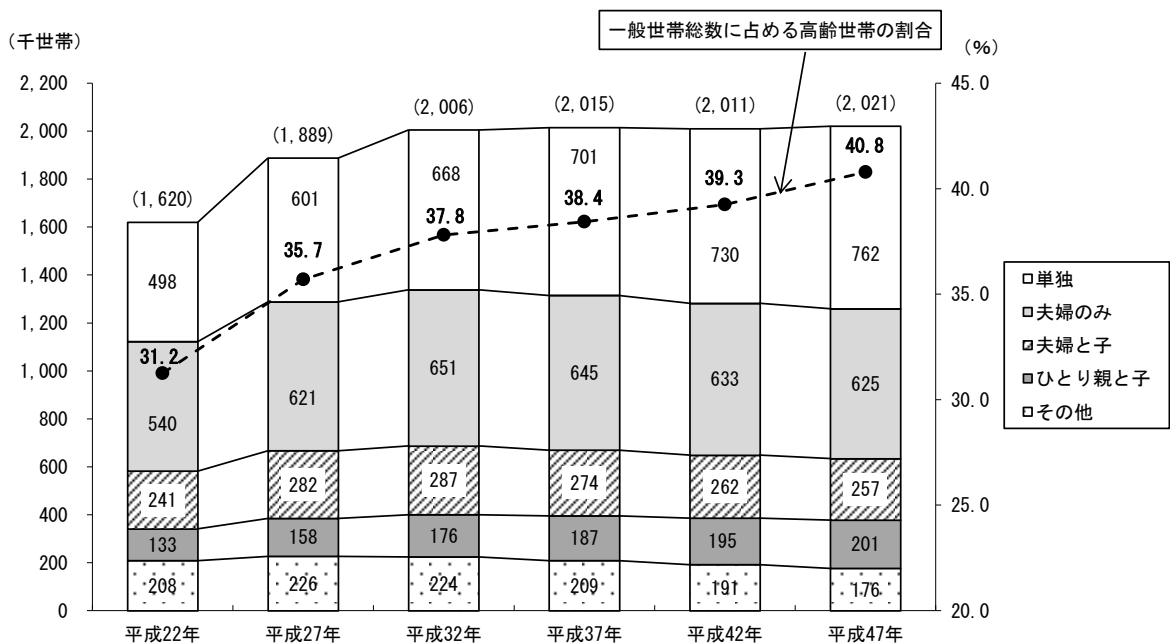
資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2012」及び「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位、死亡中位の場合）より厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成。

（世帯主が65歳以上の世帯の将来推計～一般世帯総数の約4割に上昇、そのうち「単独」「ひとり親と子」世帯の割合は高齢世帯の約5割に上昇）

世帯主の年齢が65歳以上の世帯（高齢世帯）の総数は、平成22年の1,620万世帯から平成47年の2,021万世帯へと1.25倍に増加し、この間の65歳以上人口の伸び(2,948万人→3,741万人、1.27倍)とほぼ同様に伸び、一般世帯総数の伸び(5,184万世帯→4,956万世帯、0.96倍)を上回ることが見込まれている。また、一般世帯総数に占める高齢世帯の割合は、平成22年の31.2%から平成47年の40.8%へと9.6ポイント上昇することが見込まれている。

次に、高齢世帯数について家族類型別に平成22年と平成47年を比較すると、「夫婦のみの世帯」(540万世帯→625万世帯、1.16倍)及び「夫婦と子から成る世帯」(241万→257万、1.06倍)に比べて、「単独世帯」(498万世帯→762万世帯、1.53倍)及び「ひとり親と子から成る世帯」(133万世帯→201万世帯、1.51倍)が大きく増加すると見込まれている。高齢世帯総数に占める「単独世帯」及び「ひとり親と子から成る世帯」の割合は、平成22年の38.9%から平成47年の47.7%へと8.8ポイント上昇することが見込まれている(図表2-1-2)。

図表2-1-2 高齢世帯数（家族類型別）及び一般世帯総数に占める高齢世帯の割合の推移



資料出所: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013(平成25)年1月推計)

注: 1) 一般世帯とは、住居と生計を共にする者の集まり、または、一戸を構える単身者のこと

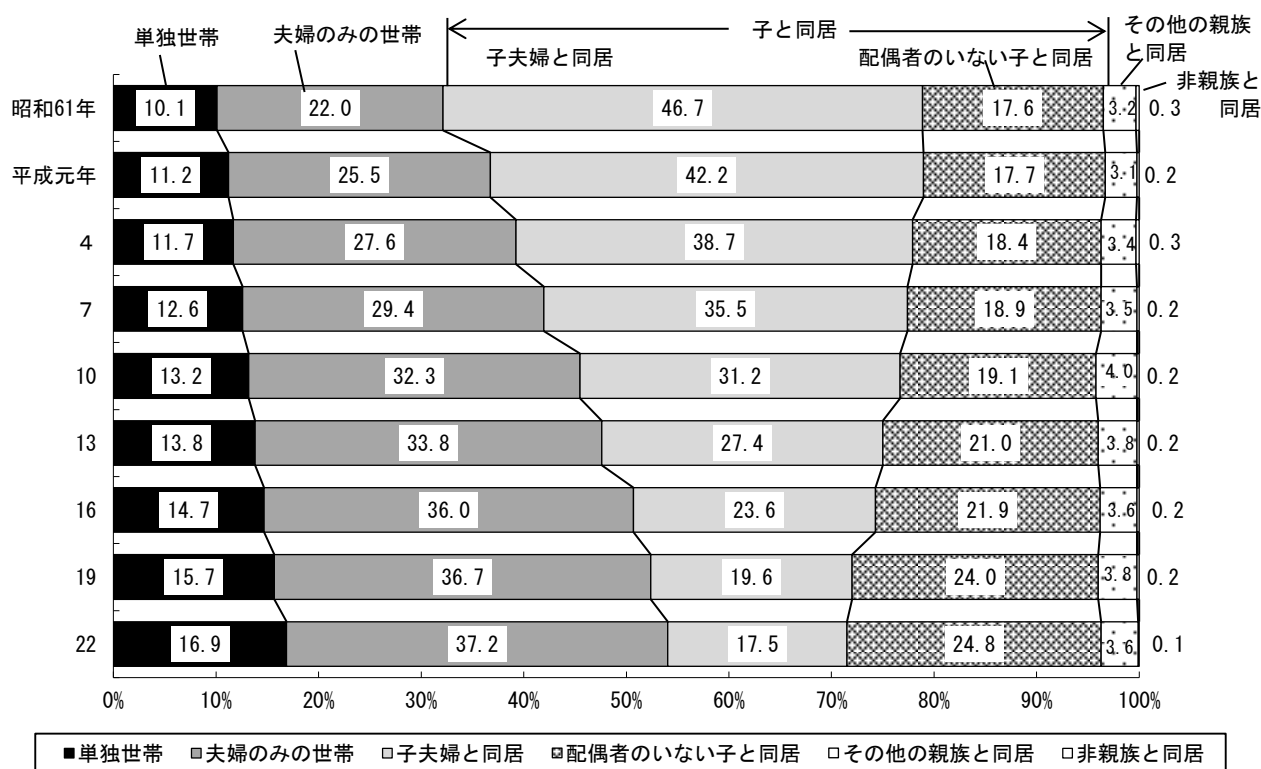
2) 高齢世帯とは、世帯主の年齢が65歳以上の一般世帯

（家族形態別にみた 65 歳以上の者の構成割合～子と同居の割合は低下しているものの、配偶者のいない子と同居している割合は上昇）

家族形態別に 65 歳以上の者の構成割合をみると、「子と同居」のうち「子夫婦と同居」は、昭和 61 年の 46.7%から平成 22 年の 17.5%へと 29.2 ポイント低下している一方、「配偶者のいない子と同居」は、昭和 61 年の 17.6%から平成 22 年の 24.8%へと 7.2 ポイント上昇している。

また、「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方または一方が 65 歳以上）は、昭和 61 年の 22.0%から平成 22 年の 37.2%へと 15.2 ポイント上昇、「単独世帯」は、昭和 61 年の 10.1%から平成 22 年の 16.9%へと 6.8 ポイント上昇している（図表 2-1-3）。

図表 2-1-3 家族形態別にみた 65 歳以上の者の構成割合の年次推移



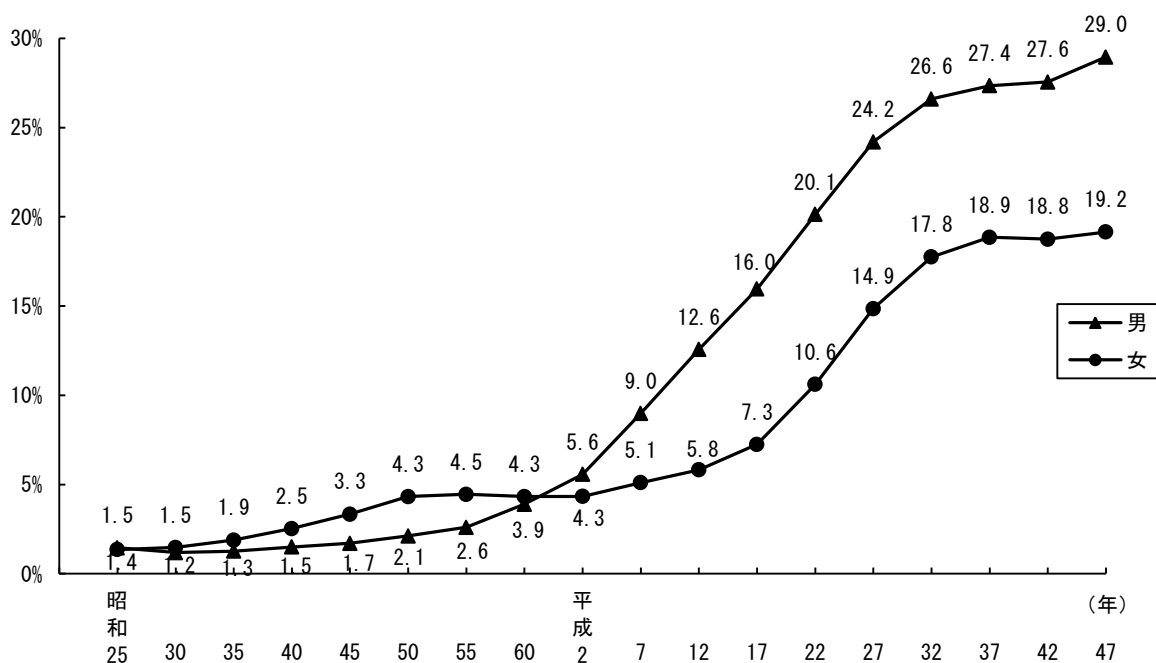
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 22 年）

注：平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

（生涯未婚率の将来推計～男女とも上昇を続け、平成 47 年には、女性 19.2%、男性 29.0%に上昇）

生涯未婚率の推移についてみると、女性は、平成 22 年の 10.6%から、平成 47 年には 19.2%へと 8.6 ポイント上昇、男性は、平成 22 年の 20.1%から、平成 47 年には 29.0%へと 8.9 ポイント上昇することが見込まれている。高齢世帯の「単独世帯」及び「ひとり親と子から成る世帯」の増加が見込まれていることから（39 頁）、将来、同居・別居問わず、未婚で働きながら親の介護を担う者が増加することが予想される（図表 2-1-4）。

図表 2-1-4 生涯未婚率の推移と将来推計



資料出所：平成 22 年までは、総務省「国勢調査報告」

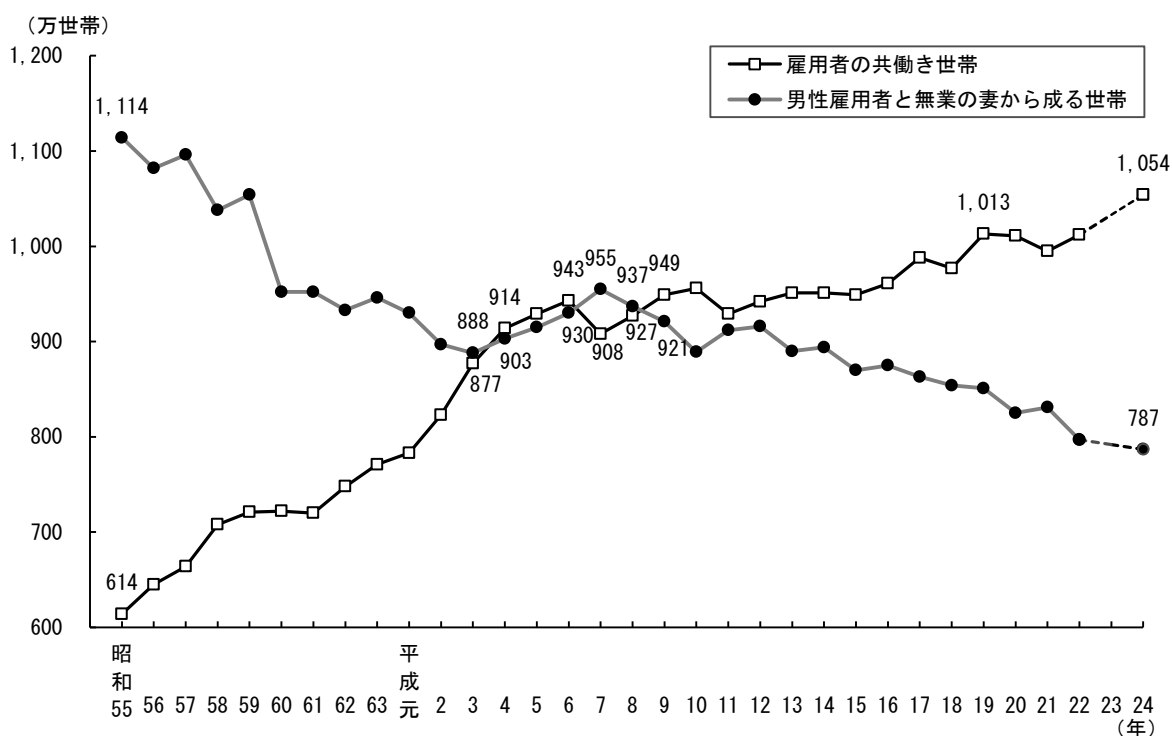
平成 27 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成 25 年 1 月推計）より厚生労働省雇用均等・児童家庭局算出。

注：生涯未婚率は、45～49 歳と 50～54 歳の未婚率の平均値であり、50 歳時の未婚率。

（共働き等世帯数の推移～共働き世帯が片働き世帯を上回って推移）

夫婦共に雇用者の「共働き世帯」と、男性雇用者と無業の妻から成る「片働き世帯」の世帯数の推移についてみると、共働き世帯数は、昭和55年の614万世帯から増加傾向で推移し、平成9年以降、片働き世帯数を上回り続け、平成19年には1,000万世帯を超え、平成24年には、1,054万世帯となっている。一方、片働き世帯数は、昭和55年の1,114万世帯から減少傾向で推移し、平成24年には、787万世帯となっている。女性の社会進出が進み、共働き世帯数が増加している中、介護を無業の妻が担うというケースが減少し、働きながら介護を担う労働者が男女ともに増加することが予想される（図表2-1-5）。

図表2-1-5 共働き等世帯数の推移



資料出所：総務省「労働力調査特別調査」（昭和55～平成13年、各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）
 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成14～23年、年平均）

- 注：1）「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 2）「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者の世帯。
 3）平成23年については、東日本大震災の影響により3月から8月まで補完推計した参考値が公表されているが、関係数値に関する補完推計値が公表されていないため、表章していない。

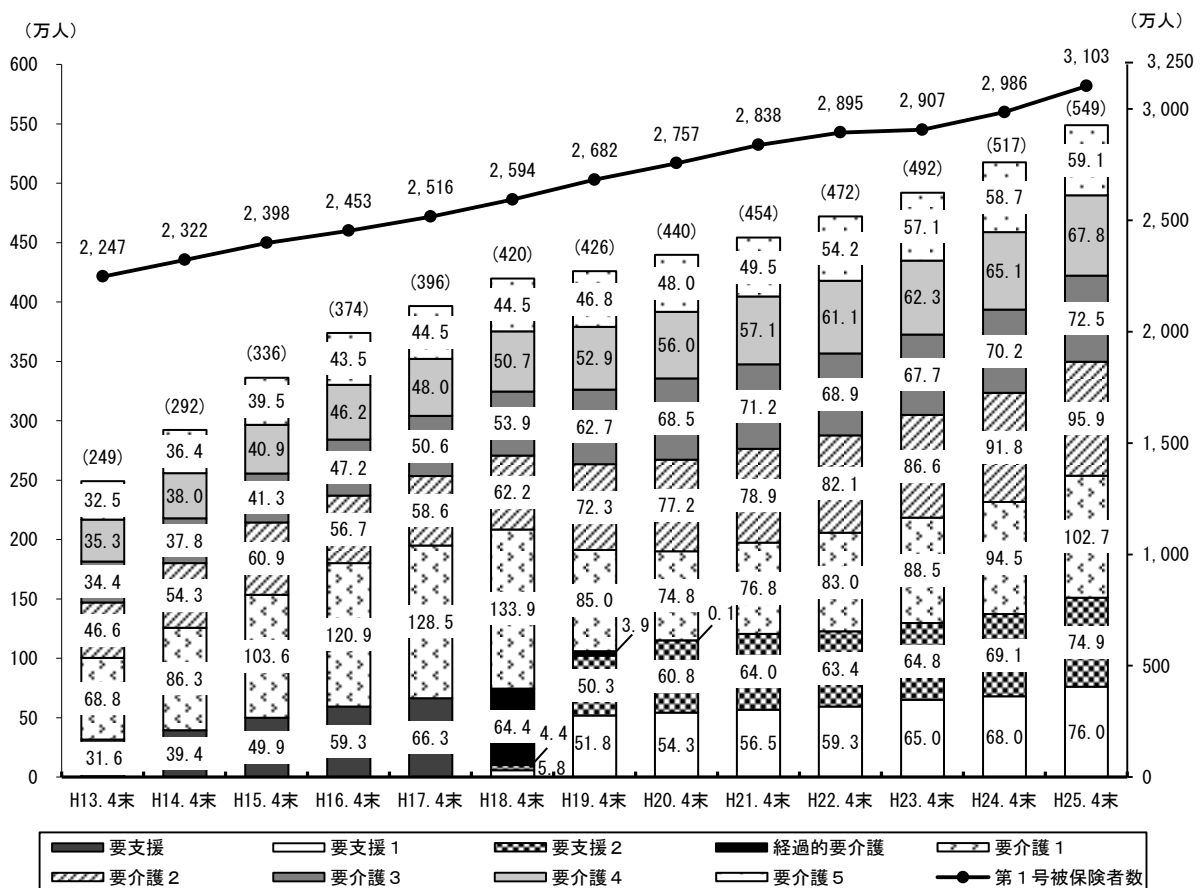
第2節 介護に係る状況について

1 要介護者の状況

(要介護(要支援)度別認定者数の推移～認定者数は年々増加)

介護保険の第1号被保険者の人数は、平成13年4月末の2,247万人から平成25年4月末には3,103万人と約1.4倍に増加している。介護保険制度における要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)と認定された者の人数は、平成13年4月末の249万人から平成25年4月末には549万人と約2.2倍に増加している。第1号被保険者に占める要介護(要支援)認定者の割合は、平成13年4月末(11.1%)から平成24年4月末(17.7%)にかけて6.6ポイント上昇している(図表2-2-1)。

図表2-2-1 第1号被保険者(65歳以上)数及び要介護(要支援)度別認定者数の推移



資料出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」

注：1) 介護保険制度の被保険者区分は、①65歳以上の者(第1号被保険者)、②40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)。

2) 平成18年4月より介護保険法の改正に伴い、要介護(要支援)の認定区分が変更されている。要介護(要支援)の定義及び改正後の区分等は45～46頁参照。

(年齢階級別要介護者等の認定状況～75歳以上での認定者の割合が高い)

65歳以上75歳未満と75歳以上のそれぞれの第1号被保険者について、要支援、要介護の認定状況をみると、要支援認定者数は、65歳以上75歳未満で21万6千人、認定を受けた割合は1.4%に対し、75歳以上では、129万3千人、8.5%となっている。要介護認定者数は、65歳以上75歳未満で47万5千人、認定を受けた割合は3.0%に対し、75歳以上では、350万6千人、23.0%となっている。75歳以上で要支援、要介護認定を受ける者の割合が大きく上昇している(図表2-2-2)。

図表2-2-2 要介護者等の認定状況

	要支援	要介護
65歳以上75歳未満	216 1.4%	475 3.0%
75歳以上	1,293 8.5%	3,506 23.0%

上段：要支援、要介護認定者数(単位：千人)

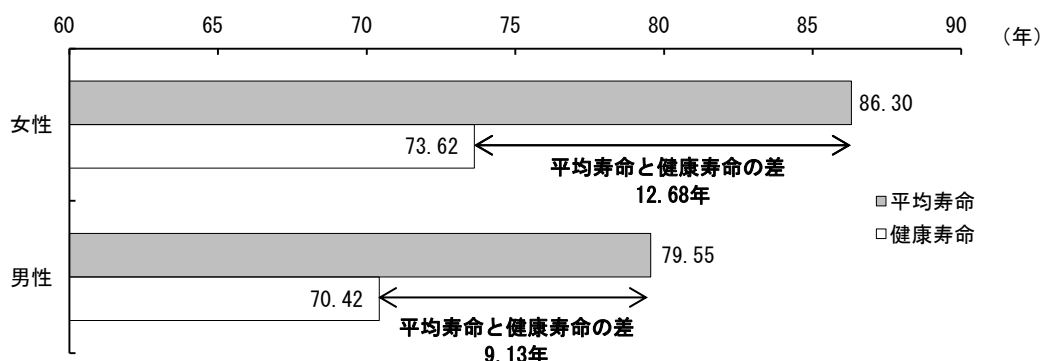
下段：第1号被保険者に占める要支援、要介護認定者の割合

資料出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」(平成25年4月末)

(平均寿命と健康寿命～日常生活に制限のある期間は、女性12.68年、男性9.13年)

厚生労働省「第21回生命表(完全生命表)」によると、平成22年の女性の平均寿命は86.30年、男性の平均寿命は79.55年となっている。一方、「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」によると、平成22年の女性の健康寿命は73.62年、男性の健康寿命は70.42年となっており、平均寿命と健康寿命の女性で12.68年、男性で9.13年となっており、その間は、健康上の問題で日常生活に制限のある期間である(図表2-2-3)。

図表2-2-3 平均寿命と健康寿命



資料出所：厚生労働省「第21回生命表(完全生命表)」(平成22年)

平成24年度厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

注：1)「平均寿命」とは、0歳における平均余命(作成基礎期間における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、ある年齢の人がその後生存する年数の平均)。

2)「健康寿命」とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

【介護保険制度における要介護・要支援の定義と区分】

○「要介護状態」とは

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（原則6ヵ月）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要介護状態区分）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。

○「要介護者」とは

- (1) 要介護状態にある65歳以上の者
- (2) 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたもの

○「要支援状態」とは

身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間（原則6ヵ月）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要支援状態区分）のいずれかに該当するものをいう。

○「要支援者」とは

- (1) 要支援状態にある65歳以上の者
- (2) 要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたもの

※ 育児・介護休業法に基づく介護休業等の対象となる「要介護状態の家族」の定義は、これとは異なります（85頁参照）。

○要支援・要介護状態区分

	区 分	目 安
要支援 1	要介護認定等基準時間が 25 分以上 32 分未満又はこれに相当すると認められる状態。	<社会的に支援が必要な状態> 日常生活の基本動作はほとんど自分でできるが、悪化防止のためのなんらかの支援が必要。
要支援 2	要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満又はこれに相当すると認められる状態のうち要支援状態にあること。	<社会的に支援がさらに必要な状態> 身の回りの動作能力がさらに低下しなんらかの支援が必要だが、状態の維持・改善の可能性が高い。
要介護 1	要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満又はこれに相当すると認められる状態のうち要介護状態にあること。	<部分的に介護を要する状態> 立ち上がり・歩行が不安定で、日常生活の基本動作や身の回りの動作にかんらかの介助が必要
要介護 2	要介護認定等基準時間が 50 分以上 70 分未満又はこれに相当すると認められる状態。	<軽度の介護を要する状態> 立ち上がり・歩行や日常生活の基本動作、身の回りの動作に部分的な介助が必要。
要介護 3	要介護認定等基準時間が 70 分以上 90 分未満又はこれに相当すると認められる状態。	<中等度の介護を要する状態> 立ち上がり・歩行や日常生活の基本動作、身の回りの動作に全面的な介助が必要。
要介護 4	要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満又はこれに相当すると認められる状態。	<重度の介護を要する状態> 日常生活全般で動作能力がかなり低下し、介護なしでは日常生活を営むことが困難。
要介護 5	要介護認定等基準時間が 110 分以上又はこれに相当すると認められる状態。	<最重度の介護を要する状態> 日常生活全般で動作能力が著しく低下し、介護なしでは日常生活を営むことが不可能。

※日常生活の基本動作：排泄、食事、入浴、衣服の着脱ほか

※身の回りの動作：身だしなみ、掃除ほか

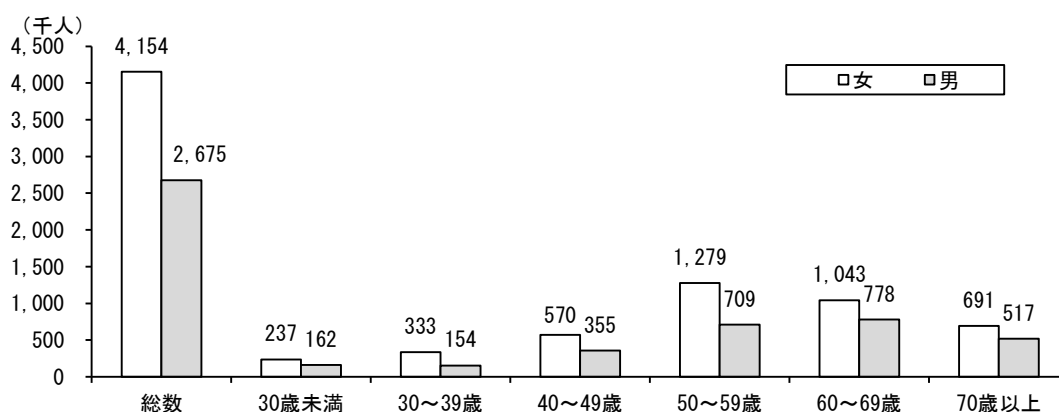
2 介護者の状況

(男女別年齢階級別介護者数及び構成比～男女とも50歳以上の者の割合が高い)

総務省「社会生活基本調査」によると、15歳以上でふだん家族を介護している人（以下「介護者」という。）は682万9千人となっている。そのうち、女性は415万4千人、男性は267万5千人で、女性が男性に比べ147万9千人多くなっている。年齢階級別にみると、女性は、50～59歳が127万9千人と最も多く、次いで60～69歳の104万3千人となっている。男性は、60～69歳が77万8千人と最も多く、次いで50～59歳の70万9千人となっている（図表2-2-4）。

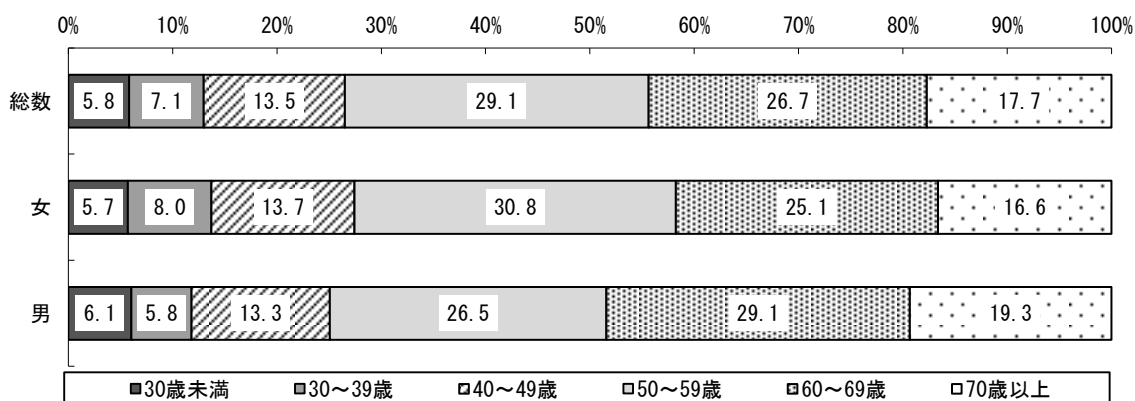
介護者の構成比をみると、女性は、50～59歳で30.8%、60～69歳で25.1%、70歳以上で16.6%となっており、男性は、60～69歳で29.1%、50～59歳で26.5%、70歳以上で19.3%となっている。男女とも50歳以上の者の占める割合が高くなっている（図表2-2-5）。

図表2-2-4 男女別年齢階級別介護者数



資料出所：総務省「社会生活基本調査」（平成23年）

図表2-2-5 男女別年齢階級別介護者の構成比

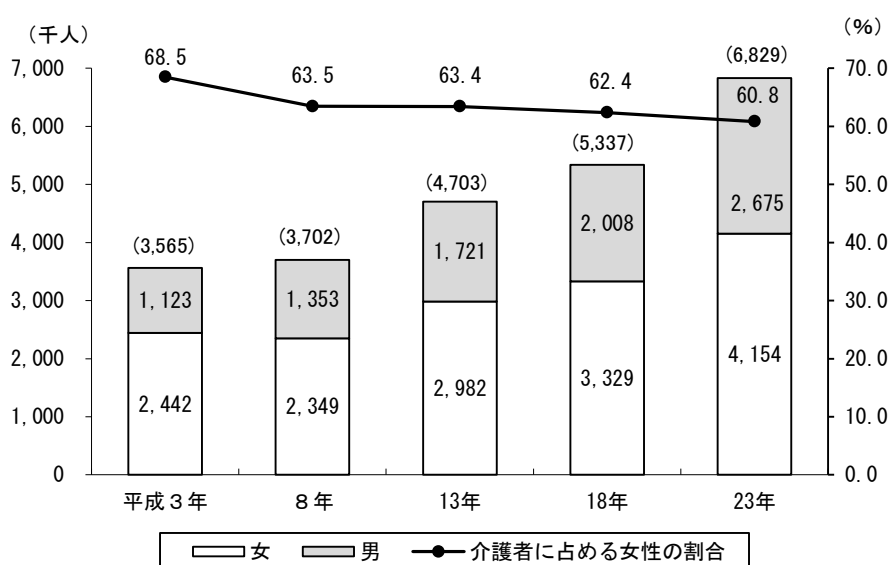


資料出所：総務省「社会生活基本調査」（平成23年）

（男女別介護者数及び介護者に占める女性の割合の推移～介護者数は、約2倍に増加、男性の介護者の割合が上昇）

介護者数の推移をみると、平成3年の356万5千人から平成23年の682万9千人と1.92倍に増加している。女性の介護者数は、平成3年の244万2千人から平成23年の415万4千人と1.70倍に増加、男性の介護者数は、平成3年の112万3千人から平成23年の267万5千人と2.38倍に増加している。介護者に占める女性の割合は、平成3年の68.5%から平成23年には60.8%と7.7ポイント低下しており、男性の介護者の割合が上昇している（図表2-2-6）。

図表2-2-6 男女別介護者数及び介護者に占める女性の割合の推移

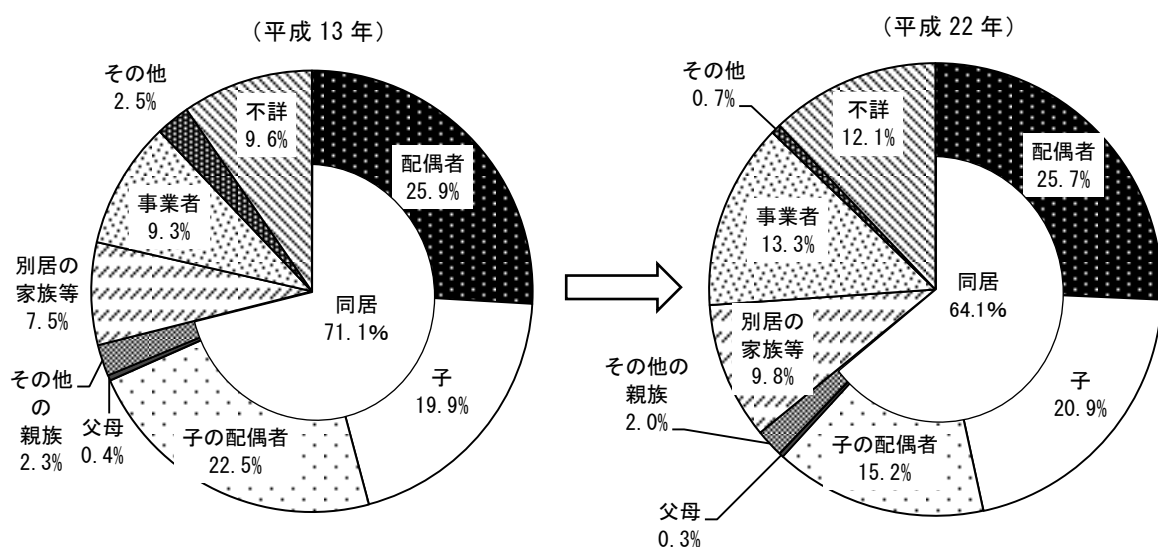


資料出所：総務省「社会生活基本調査」（平成23年）

（要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合～同居の子の配偶者の割合が減少）

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、要介護者等のうち在宅の者について主な介護者を続柄別にみると、平成13年及び平成22年いずれも「同居」の割合（71.1%、64.1%）が最も高いものの7.0ポイント減少した。次いで「事業者」（9.3%、13.3%）、「別居の家族等」（7.5%、9.8%）となっており、それぞれ4.0ポイント、2.3ポイント増加した。さらに「同居」の主な介護者について、その内訳をみると、いずれも「配偶者」の割合（25.9%、25.7%）が最も高く、次いで「子」（19.9%、20.9%）、「子の配偶者」（22.5%、15.2%）となっている。「配偶者」及び「子」の割合に大きな変化はないものの、「子の配偶者」の割合が7.3ポイント減少している（図表2-2-7）。

図表2-2-7 要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合



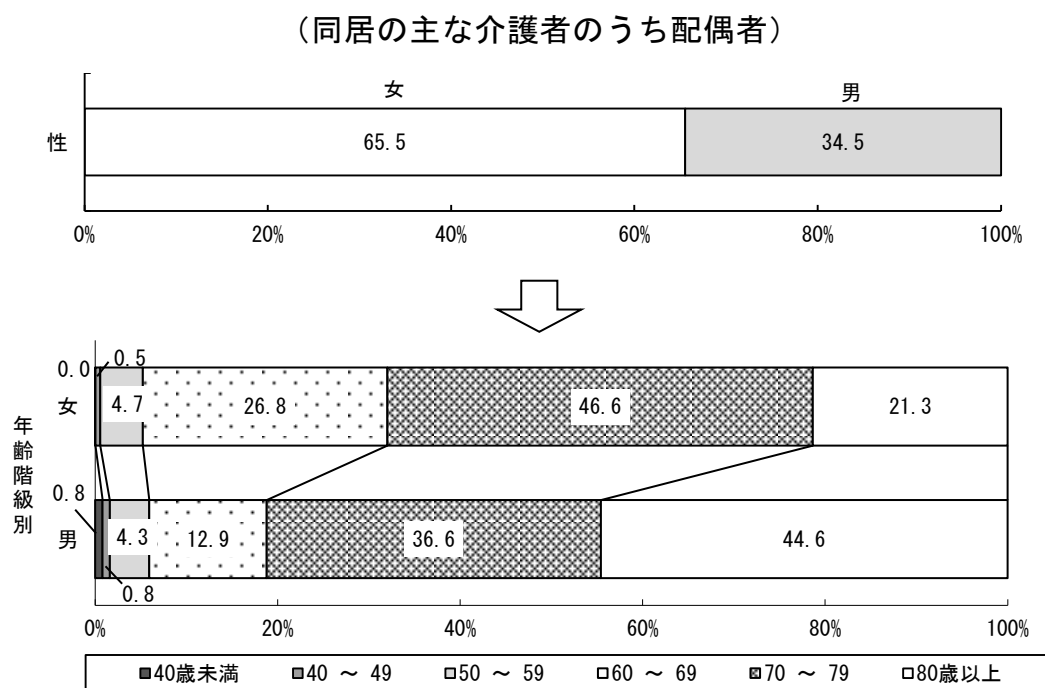
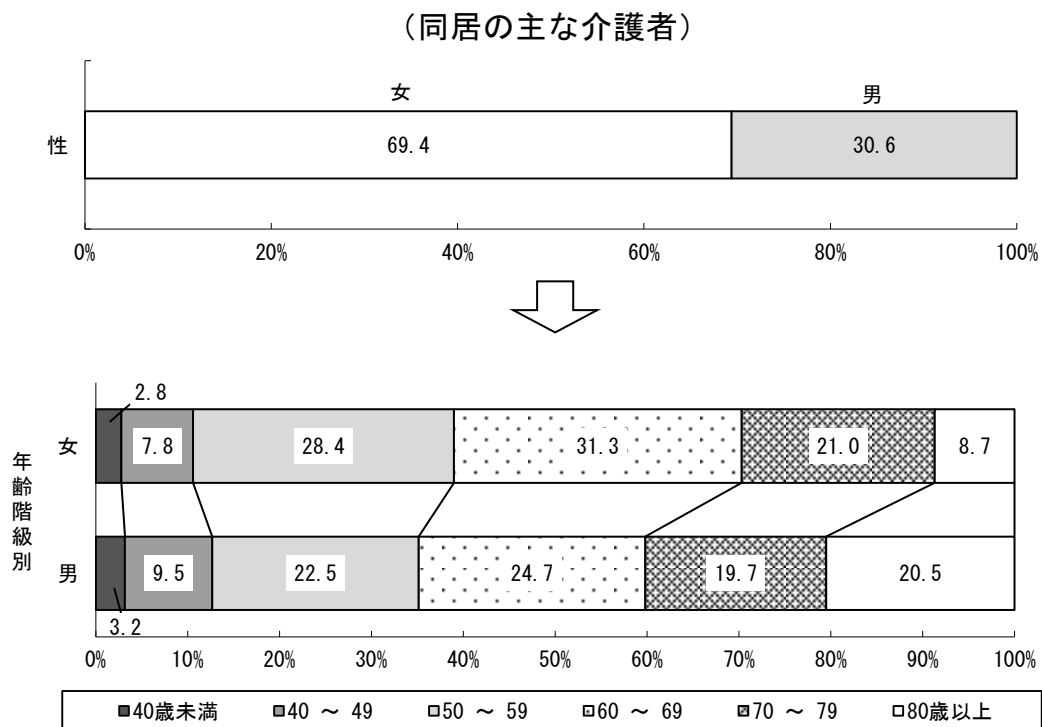
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成13年、22年）

また、「同居」の主な介護者を性別にみると、女性が69.4%、男性が30.6%と女性が多くなっている。「同居」の主な介護者のうち「子」については、女性が52.4%、男性が47.6%となっており、男女ともほぼ同じ割合となっている一方、「子の配偶者」については、女性が98.6%とほぼ女性が占めている。

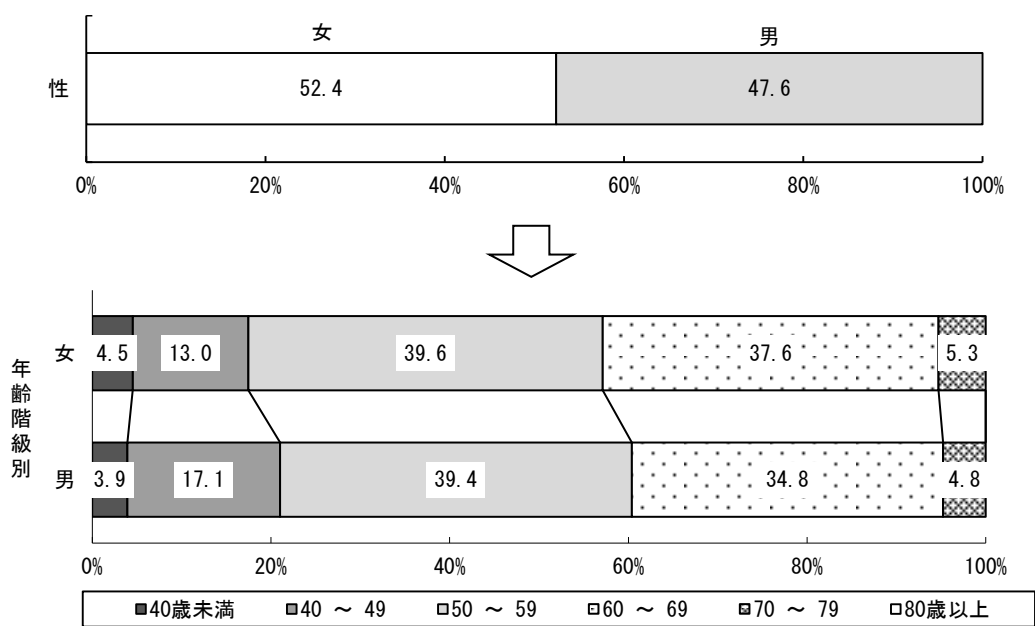
さらに年齢別にみると、「同居」の主な介護者のうち「子」については、男女ともに5割以上（女性52.6%、男性56.5%）が40歳代から50歳代となっている。「子の配偶者」については、女性の場合、40歳代から50歳代が約6割（60.5%）を占

めている一方で、男性の場合は約7割（73.0%）が60歳代となっている（図表2-2-8）。

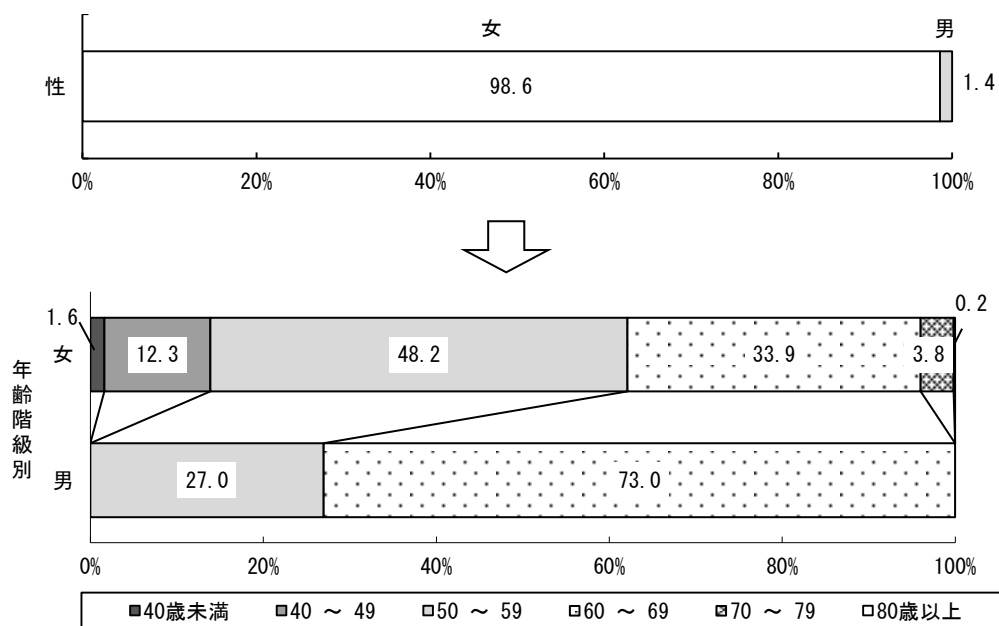
図表2-2-8 性・年齢階級別にみた同居の主な介護者の構成割合



(同居の主な介護者のうち子)



(同居の主な介護者のうち子の配偶者)

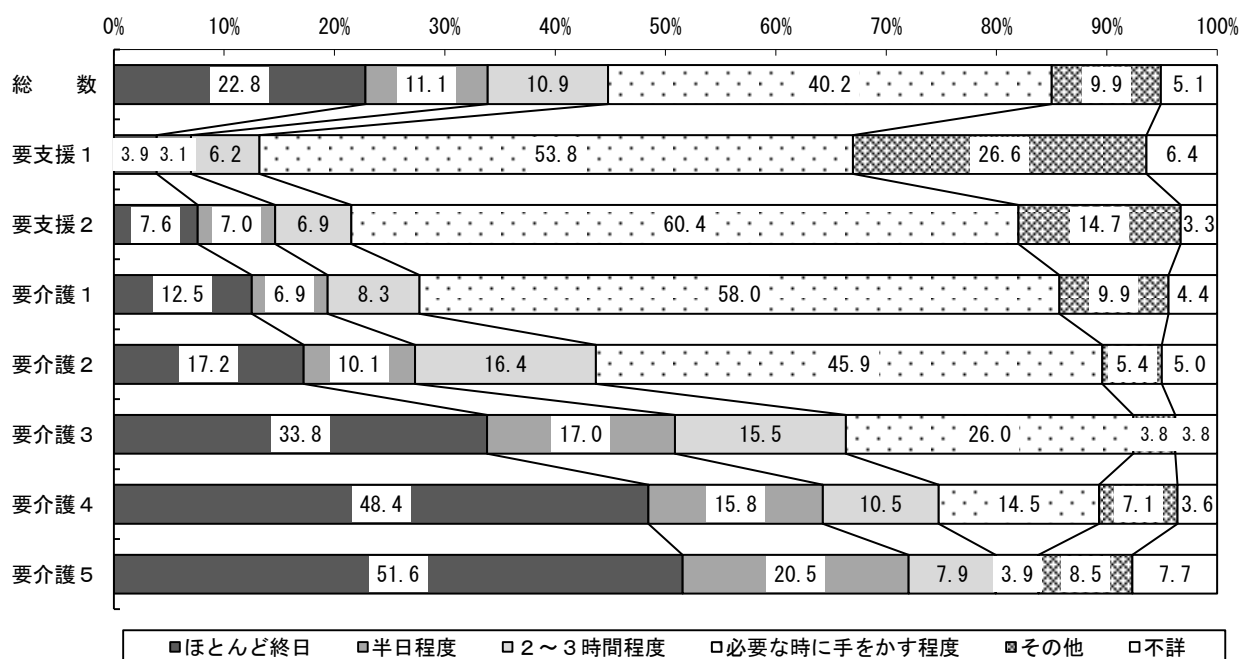


資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 22 年）
注：主な介護者の年齢不詳の者を含まない。

（要介護度別にみた同居の主な介護者の介護時間の構成割合～「要介護5」ではほとんど終日介護を行っている割合が約半数）

同居の主な介護者の介護時間をみると、「必要なときに手をかす程度」が40.2%と最も多い一方、「ほとんど終日」も22.8%となっている。要介護度別にみると、「要支援1」から「要介護2」までは「必要なときに手をかす程度」が最も多いが、「要介護3」以上では「ほとんど終日」が最も多くなっている（図表2-2-9）。

図表2-2-9 要介護度別にみた同居の主な介護者の介護時間の構成割合



資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）

注：1）「総数」には要介護度不詳を含む。

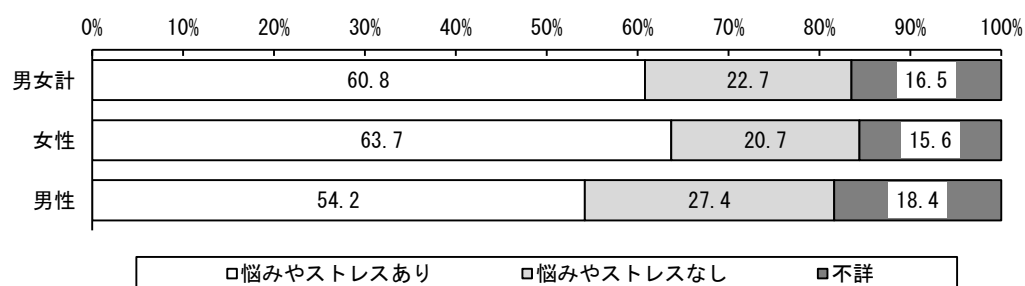
2）要介護（要支援）の定義及び区分等は45～46頁参照。

（介護者の悩みやストレスの有無～40歳代～50歳代の介護者は、全体と比べて「自分の仕事」について悩みやストレスを持っている割合が高い）

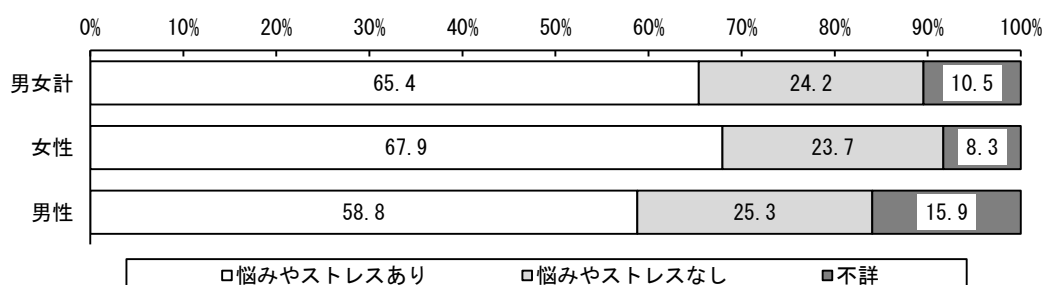
同居の主な介護者について、日常生活での悩みやストレスの有無をみると、「ある」は60.8%、「なし」は22.7%となっており、性別にみると、「ある」は、女性63.7%、男性54.2%となっており、女性の方がやや割合が高い。

同居の主な介護者のうち、40歳代～50歳代の介護者についてみると、「ある」は65.4%、「なし」は24.2%となっており、全体と比べ、悩みやストレスがある割合が高くなっている。性別でみると、「ある」は、女性67.9%、男性58.8%となっており、男女とも全体に比べて高くなっている（図表2-2-10）。

図表2-2-10 性別にみた同居の主な介護者の悩みやストレスの有無の構成割合
（全体）



（40歳代～50歳代）



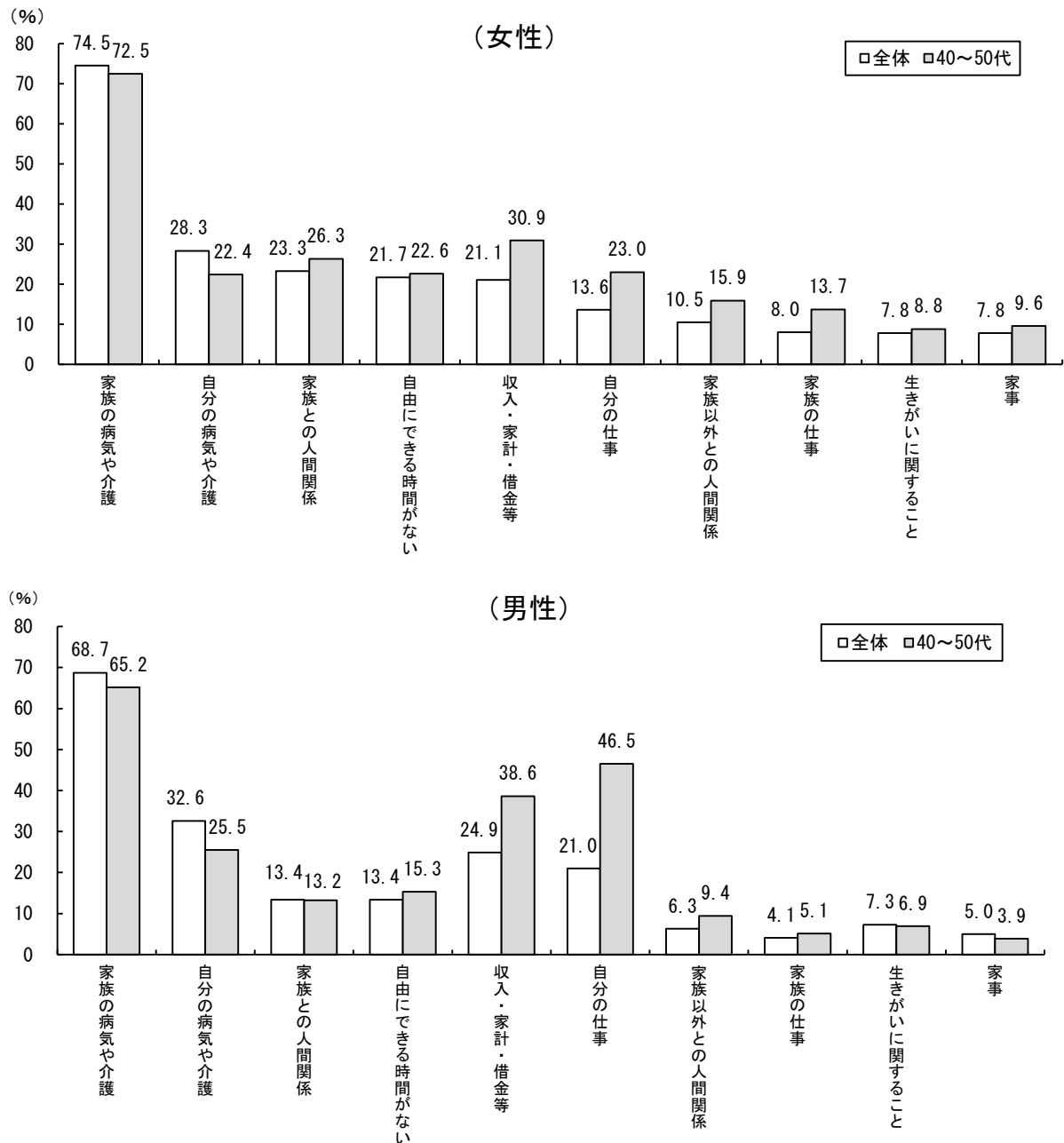
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）

また、同居の主な介護者の悩みやストレスの原因についてみると、「家族の病気や介護」が女性74.5%、男性68.7%と最も高い割合となっており、次いで、「自分の病気や介護」が女性28.3%、男性32.6%となっている。

さらに、40歳代～50歳代の介護者についてみると、「家族の病気や介護」は、全体と同じく男女とも最も高い割合（女性72.5%、男性65.2%）となっている。次いで、女性では「収入・家計・借金等」（30.9%）、「家族との人間関係」（26.3%）、男性では「自分の仕事」（46.5%）、「収入・家計・借金等」（38.6%）の順で割合が高

くなっている。全体と比べると、男女ともに「自分の仕事」及び「収入・家計・借金等」の割合が大きく上回っており、働き盛りの世代での自分の仕事や収入等に関する悩みの割合が高いことが伺える（図表2-2-11）。

図表2-2-11 性別にみた同居の主な介護者の悩みやストレスの原因の割合



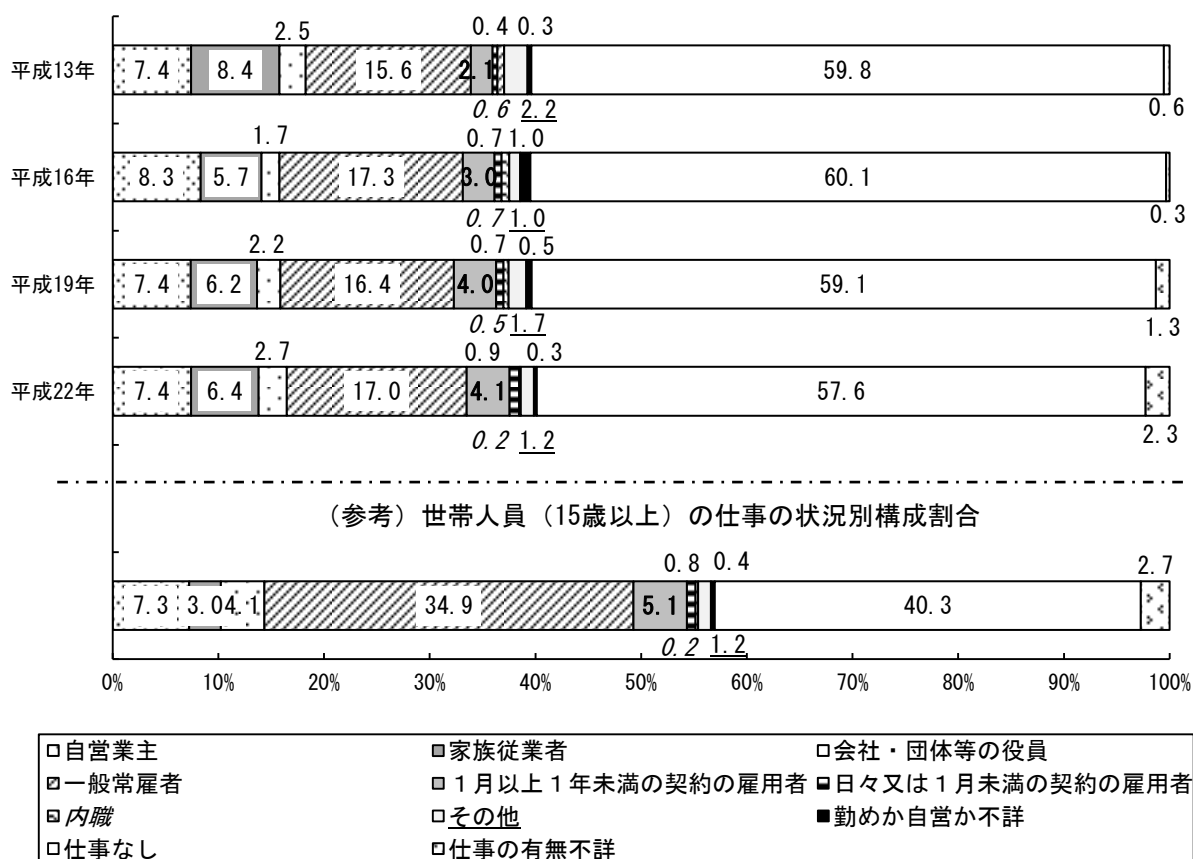
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）

(同居の主な介護者の仕事の状況～「仕事なし」の割合が高い)

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、同居の主な介護者の仕事の状況の構成割合をみると、平成22年では「仕事なし」が57.6%、「一般常雇者」が17.0%、「自営業主」が7.4%、「家族従業者」が6.4%、「1月以上1年未満の契約の雇用者」が4.1%となっており、過去の推移をみても大きな変化はない(図表2-2-12)。

同調査の世帯人員(15歳以上)の仕事の状況別構成割合をみると、「仕事なし」が40.3%、「一般常雇者」が34.9%、「自営業主」が7.3%、「家族従業者」が3.0%、「1月以上1年未満の契約の雇用者」が5.1%となっている。介護者と比較すると、介護者は「仕事なし」の割合が高く、「一般常雇者」の割合が低いことがわかる。

図表2-2-12 同居の主な介護者の仕事の状況の構成割合



資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

注：1) 「一般常雇者」とは1年以上の契約又は雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者のこと。

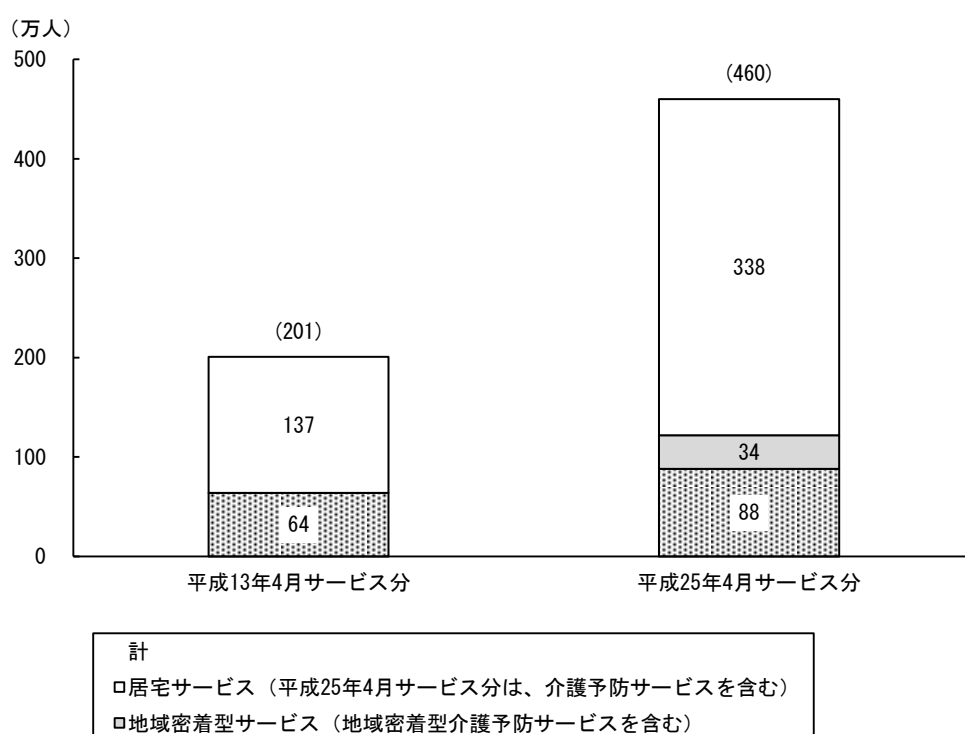
2) 介護者には15歳未満の者も含まれているため、比較には注意を要する。

3 介護保険サービスの利用状況

(介護保険サービス受給者数の推移～居宅サービスの上昇幅大)

介護保険制度のサービスを受給した65歳以上の第1号被保険者は、平成13年4月サービス分の201万人から平成25年4月サービス分では460万人となっており、約2.3倍に増加している。そのうち、居宅サービスの受給者数は、平成13年4月サービス分の137万人から平成25年4月サービス分では338万人と、約2.5倍に増加しており、居宅サービス受給者の上昇幅が大きくなっている(図表2-2-13)。

図表2-2-13 介護保険サービス受給者数の推移



資料出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」

注：平成17年の介護保険法改正により、平成18年4月から地域密着型サービスが新設された。